

頁	現 行
220	<p>第23章 企業等防災対策促進計画                      第2節 計画の内容                      第2 京都BCPの普及                      2 京都BCP行動指針</p> <p>府は、京都BCPの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都BCP行動指針）を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、<u>京都BCPの取組を推進する組織の立上げを進めるものとする。</u>                      また、企業等や関係団体等に対して、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、<u>京都全体が一元的な災害対応を行える情報共有体制の確立、経済団体や金融関係機関、ライフライン事業者との連携強化、図上訓練の実施、地域内の協力協定の見直しなど、京都BCPの取組の普及啓発に努めるものとする。</u></p>

修 正
<p>第23章 企業等防災対策促進計画                      第2節 計画の内容                      第2 京都BCPの普及                      2 京都BCP行動指針</p> <p>府は、京都BCPの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都BCP行動指針）を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、<u>京都BCP推進会議において取組内容を推進するものとする。</u>                      また、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、経済団体との連携強化、<u>地元金融機関意見交換会・ライフライン連絡会の定期開催による情報共有体制や相互応援・連携体制の確立、図上訓練の実施、特定の地域等における連携型BCPの実践</u>など、京都BCPの取組を推進するものとする。</p>

防災基本計画抜粋（参考）

頁	現 行
25	<p>第2編 各災害に共通する対策編                      第1章 災害予防                      第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え                      2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係                      (5) 防災関係機関相互の連絡体制                      (新設)</p>
58	<p>第2章 災害応急対策                      第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立                      6 国における活動体制                      (7) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置                      (新設)</p>
58	<p>(新設)</p>

修 正
<p>第2編 各災害に共通する対策編                      第1章 災害予防                      第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え                      2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係                      (5) 防災関係機関相互の連絡体制</p> <p><u>○都道府県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</u></p>
<p>第2章 災害応急対策                      第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立                      6 国における活動体制                      (8) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</p> <p><u>○国〔内閣府〕は、現地において、関係省庁、都道府県（市町村）、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。</u></p>
<p><u>○都道府県は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p>